

「意見書の取り扱い」について

1. 提案

法第九十九条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」ことの権利を行使する議会及び議員が、機関意思を表明する意見書について、内容の妥当性と提出の必要性を市民への情報公開や市民の知る権利を図る観点において、公開の場でその議論の過程を明らかにすることが重要であると考え、以下を提案いたします。

2. 協議の場

(仮) 意見書等検討協議会

会議規則第159条、第1・3・4項の規定を適用する。

3. 採決 全会一致の原則

4. 可決の場合 本会議の議事日程に上げ質疑・討論を経て採決 全会一致の原則
否決の場合 HP、議会だより等において情報公開を図る

5. 意見書協議フロー図

